

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

岡村地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、高齢や後継者不在により、地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者がでてくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

②今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

新屋敷・町地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	13 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、高齢や後継者不在により、地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

②今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

一本松地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、高齢や後継者不在により、中心となる経営体がいなくなることから、新たな担い手の確保か、区域変更による近隣プランとの合併が必要となる。

②後継者不在により地域内において、農業をリタイアする農業者や経営の規模を縮小する農業者が出てくるが、こうした農地については、地域外の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

③今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえて検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

新宮・藤木地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	11 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、ほ場整備を実施中で、現在、地域の中心となる経営体で営農集団を立ち上げ、法人化し複合経営を目指そうとしている。

②後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営の規模を縮小する農業者がでてくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく

③今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川原谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、高齢や後継者不在により、地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小される農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

②今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営の規模を縮小する農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

②今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら、検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、営農集団を立ち上げて複合経営を目指し、将来的には法人設立を視野に入れている。

②後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営の規模を縮小する農業者が出てくるが、こうした農地については、営農集団を中心に農地を集積していく。

③今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら、検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

安井地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、営農集団を立ち上げて複合経営を目指そうとしている。

②後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

③今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

明穂地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、ほ場整備が実施されており、現在、地域の担い手（地域の中心となる経営体）を中心に水稻を軸とした、野菜等の複合経営が行われている。

②高齢や後継者不在により、地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者がでてくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

③今後の具体的な地域農業のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西大頭地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、営農集団を立ち上げて複合経営を目指し、将来的には法人設立を視野に入れている。

②後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営の規模を縮小する農業者が出てくるが、こうした農地については、営農集団を中心に農地を集積していく。

③今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら、検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中・東大頭地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、ほ場整備を実施済で、現在、地域の中心となる経営体で営農法人を立ち上げ、法人化し複合経営を目指そうとしている。

②高齢や後継者不在により、地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

③今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

妙口原・上・下地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、生産組合法人が中心となり水稻、はだか麦、大豆等の複合経営が行われている。

②後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出でくるが、こうした農地については、生産組合法人に農地を集積していく。

③今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

都谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、高齢や後継者不在により、地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

②今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大郷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、現在、地域の担い手（地域の中心となる経営体）を中心に水稻を軸とした、果樹（柿・キウイ）の複合経営が行われている。

②本地区においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営の規模を縮小される農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

③今後の具体的な地域のあり方については、国の施策等の方向性を踏まえながら、検討していく。